

自然科学研究機構分子科学研究所技術推進部業務分掌規則

令和3年4月1日
分研規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、自然科学研究機構分子科学研究所及び岡崎共通研究施設における技術に関する専門的業務を処理するため、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第48条第4項の規定に基づき設置された分子科学研究所技術推進部（以下「技術推進部」という。）の組織及びその業務分掌を定めることを目的とする。

(ユニット)

第2条 技術推進部に、その所掌業務を分掌させるため、次の各号に定めるユニットを置く。

- 一 光技術ユニット
- 二 装置開発ユニット
- 三 計算情報ユニット
- 四 機器分析ユニット

2 ユニットに主任技師、技師、主任技術員、技術員を置き、技術職員をもって充てる。

3 光技術ユニットにおいては、極端紫外光研究施設及びメゾスコピック計測研究センターに係る技術に関する専門的業務を処理する。

4 装置開発ユニットにおいては、装置開発室に係る技術に関する専門的業務を処理する。

5 計算情報ユニットにおいては、岡崎共通研究施設計算科学研究センター（以下「計算科学研究センター」という。）及び岡崎情報ネットワーク管理室に係る技術に関する専門的業務を処理する。

6 機器分析ユニットにおいては、機器センターに係る技術に関する専門的業務を処理する。

7 第3項から第6項に規定するユニットに配置されない技術職員は、技術推進部長の命を受けて各ユニットが所掌しない研究に係る技術、広報、安全及び施設、並びに研究力強化戦略室の技術に関する専門的業務及び各ユニットの連絡調整に関することを処理する。

(光技術ユニットの業務分掌)

第3条 光技術ユニットは、極端紫外光研究施設及びメゾスコピック計測研究センターに係る次の業務を分掌する。

2 極端紫外光研究施設における業務を、次の各号のとおり定める。

- 一 光源加速器の技術上の企画に関すること。
- 二 光源加速器の運転・保守・改良及び開発に関すること。
- 三 極端紫外光研究施設利用者に対する研究機器の操作指導及び研究に必要な技術支援に関すること。
- 四 観測ビームラインの整備・保守及び運転に関すること。
- 五 観測ビームラインの建設及び改良の技術に関すること。
- 六 観測機器の開発及び改良に関すること。
- 七 その他技術に関する専門的業務及び安全に関すること。

3 メゾスコピック計測研究センターにおける業務を、次の各号のとおり定める。

- 一 光計測機器の維持，管理に関する事。
- 二 光計測機器の利用技術の企画及び開発に関する事。
- 三 利用者に対する技術的相談及び機器の操作指導に関する事。
- 四 その他技術に関する専門的業務並びに安全に関する事。

(装置開発ユニットの業務分掌)

第4条 装置開発ユニットは装置開発室に係る次の各号に定める業務を分掌する。

- 一 機械設計及び製作技術上の企画に関する事。
- 二 自然科学研究の発展に資する実験装置の設計に関する事。
- 三 自然科学研究の発展に資する実験装置の製作，改良及び修理に関する事。
- 四 工作機械，機械要素部品及び工作材料の維持及び管理に関する事。
- 五 利用者に対する工作機械の操作指導に関する事。
- 六 電子回路の技術上の企画に関する事。
- 七 電子回路装置の設計に関する事。
- 八 電子回路装置の製作，改良及び修理に関する事。
- 九 電子回路装置の維持及び管理に関する事。
- 十 電子回路工作材料及び部品の維持及び管理に関する事。
- 十一 利用者に対する回路製作等の操作指導に関する事。
- 十二 リソグラフィ技術上の企画に関する事。
- 十三 リソグラフィ装置の維持及び管理に関する事。
- 十四 リソグラフィ製作材料及び部品の維持及び管理に関する事。
- 十五 利用者に対するリソグラフィ装置の操作指導に関する事。
- 十六 微細加工，成膜の設計に関する事。
- 十七 微細構造，薄膜の作製，改良に関する事。
- 十八 その他技術に関する専門的業務及び安全に関する事。

(計算情報ユニットの業務分掌)

第5条 計算情報ユニットは，計算科学研究センター及び岡崎情報ネットワーク管理室に係る次の業務を分掌する。

- 2 計算科学研究センターにおける業務を，次の各号のとおり定める。
 - 一 計算科学技術上の企画に関する事。
 - 二 共同利用大型コンピュータの管理及び運転操作に関する事。
 - 三 共同利用大型コンピュータ利用者に対する操作指導及び利用相談に関する事。
 - 四 ライブラリプログラム及びアプリケーションプログラムの管理に関する事。
 - 五 セキュリティを含むコンピュータネットワークの維持及び管理に関する事。
 - 六 インターネットサービスの維持及び管理に関する事。
 - 七 情報端末利用者に対する技術的相談に関する事。
 - 八 プログラムの開発及び改良に関する事。
 - 九 その他技術に関する専門的業務及び安全に関する事。
- 3 岡崎情報ネットワーク管理室における業務を，次の各号のとおり定める。
 - 一 自然科学研究機構岡崎情報ネットワークの技術上の企画に関する事。
 - 二 自然科学研究機構岡崎情報ネットワーク基幹ネットワーク（以下「基幹ネットワーク」という。）に係るセキュリティを含むコンピュータネットワークの維持及び管理に関する事。
 - 三 基幹ネットワークに係るインターネットサービスの維持及び管理に関する事。

四 基幹ネットワークに係る基礎生物学研究所，生理学研究所及び分子科学研究所のネットワーク管理者に対する技術的相談に関する事。

五 その他技術に関する専門的業務及び安全に関する事。

(機器分析ユニットの業務分掌)

第6条 機器分析ユニットは，機器センターに係る次の各号に定める業務を分掌する。

一 化学分析，磁気物性計測等に関する機器の技術上の企画に関する事。

二 化学分析，磁気物性計測等に関する機器の運用に関する事。

三 化学分析，磁気物性計測等に関する機器の管理，保守に関する事。

四 化学分析，磁気物性計測等に関する機器の改良，開発に関する事。

五 機器利用者に対する技術的相談及び機器の操作指導に関する事。

六 寒剤製造及び供給の技術上の企画に関する事。

七 寒剤製造及び供給装置の運転に関する事。

八 寒剤製造及び供給装置の管理，保守に関する事。

九 寒剤の運用，管理に関する事。

十 寒剤利用者に対する技術的相談及び関連機器の操作指導に関する事。

十一 高圧ガス製造事業所の運営に関する事。

十二 その他技術に関する専門的業務及び安全に関する事。

(技術推進部の共通する業務分掌)

第6条の2 第3条2項各号，3項各号，第4条各項，第5条2項各号，3項各号及び第6条各項に掲げる業務以外に研究所における次の業務を分掌する。

一 岡崎共通研究施設岡崎連携プラットフォームにおける技術に係る専門的業務に関する事。

(業務の協力)

第7条 各ユニットは，技術推進部の業務を効率的かつ円滑に処理するため，技術推進部長の指示の下に，他のユニット等の技術支援業務に協力する。

附 則

1 この規則は，令和3年4月1日から施行する。

2 平成16年4月1日制定の自然科学研究機構分子科学研究所技術課業務分掌規則は，これを廃止する。

3 この規則は，令和6年10月1日から施行する。